

令和4年度繰越明許事業

令和5年度 最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍による影響に加え、電気料金や原油価格の高騰の影響によってエネルギー費用負担が増大している背景から、町内事業者等を支援するため、町内事業者等が行う省エネルギー化に向けた事業に対し、最上町補助金等の適正化に関する規則（昭和47年3月20日最上町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で「最上町省エネ設備導入緊急支援補助金」を交付するものである。

(補助金の交付対象設備と額)

第2条 補助金の補助対象となる設備及び補助額は、別表2のとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象外とする。

(1) リース品、レンタル品、割賦販売等による更新の場合

(2) 工事施工費用等を伴わない、照明機器の更新の場合

(3) 第6条第1項の規定による交付決定の前に、契約・発注・購入等が完了している場合。

(4) 不動産賃貸を業としているものが、賃貸用不動産の設備更新を行う場合において、賃貸人が事業用として使用しない場合

(5) 前項の他、この補助金の目的に照らして、町長が不相当と認めたもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の各号に掲げるもので、当該事業を行うために明らかに必要な経費とする。

(1) 設備費 機器導入に不可欠な設備等の購入に要する経費

(2) 工事費 機器導入に不可欠な工事に要する経費

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象外とする。

(1) 補助対象経費の補助対象事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む）において、利益等が排除されていない経費

(2) 消費税及び地方消費税相当額

(3) 前項の他、補助対象事業に係る経費として、町長が適当と認めないもの

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの。

ア 町内に所在する自らが居住する住宅に補助対象設備を導入する個人

イ 町内に所在する事業所等に補助対象設備を導入する個人事業主または法人、団体等、ただし、最上町内に事業所等を有し、1年以上の事業継続実績を有する者であること。

(2) 最上町に対する債務の滞納がないこと。

(3) 個人事業主又は法人にあっては、補助金の受給後も事業を継続する者であること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助金の交付対象としない。

(1) 次のア、イのいずれかに該当する事業者

ア 別表1に掲げる大企業

イ 個人農林水産事業者

(2) 最上町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)に規定する暴力団又は暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と密接な関係を有するもの。

(3) 個人事業主または法人にあっては、その役員のうち暴力団員等に該当する者がある者。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの

(5) 前項の他、この補助金の目的に照らして、町長が不相当と認める者。

(補助金の交付要件)

第5条 町長は、次の各号を要件として補助金を交付するものとする。

(1) 事業は、補助金の交付決定を受けたのち令和6年2月22日までに完了する事業であること。

(2) 事業の中止、又は事業内容の変更(軽微な変更を除く)を行う場合は、町長の承認を受けること。

(3) 設備の適正な維持管理を行うことにより、本事業による効果を継続させること。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付をうけようとする者(以下「申請者」という。)は、「最上町省エネ設備導入緊急支援補助金」交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に関係書類を添付して町長が認める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)をする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため、必要があるときは第4条に規定する交付要件以外の要件を付することができる。

3 町長は、交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を「最上町省エ

「最上町省エネ設備導入緊急支援補助金」交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第8条 申請者は、前条第3項に規定する交付決定通知書の通知を受けるまで、補助対象事業に着手してはならない。

（中止、変更の承認）

第9条 第4条第2号の規定により町長の承認を受けようとする申請者は、「最上町省エネ設備導入緊急支援補助金」事業計画中止・変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請に係る審査を行い、事業計画の変更が適当と認められたときはこれを承認し、「最上町省エネ設備導入緊急支援補助金」事業計画中止・変更承認書（様式第4号。以下「変更承認書」という。）により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第10条 第4条第2号に規定する軽微な変更は、交付予定金額の増額変更を伴わないものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、「最上町省エネ設備導入緊急支援補助金」実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）により、事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した要件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「最上町省エネ設備導入緊急支援補助金」確定通知書（様式第6号。以下「補助金額確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金額確定通知書を受けたものは、「最上町省エネ設備導入緊急支援補助金」請求書（様式第7号。以下「補助金請求書」という。）により、補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた年度内に事業の完了が見込めないとき。
- (3) 規則及びこの要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した要件に違反したとき。

(経過報告)

第15条 町長は交付決定者に対し、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(書類の保存)

第16条 交付決定者は、この補助金に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(処分の制限を受ける期間)

第17条 規則23条のただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表1 (大企業の定義)

業種	以下のいずれも満たすこと	
	資本金等の額	従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円超	300人超
②卸売業	1億円超	100人超
③サービス業	5千万円超	100人超
④小売業	5千万円超	50人超

別表2（第2条関係）

区 分	交付対象	補助額	補助要件
太陽光発電設備	個人	公称最大出力(kw 表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨て) 1kwあたり3万円 (公称最大出力10kw未満に限る) (上限10万円)	※災害時に地域でお互いに支えあえる共助への協力を必須とする。
木質バイオマス 燃焼機器 設置工事	個人 個人事業主 法人 団体等	設置費用の1/2 (上限15万円) ※ボイラーの場合 (上限30万円) 消費税は除く	工事費含む 新規設置・更新可 (薪又はペレットストーブ、ボイラー等)
LED照明設備 設置工事	個人事業主 法人 団体等	事業に係る経費の2/3 (上限100万円) 消費税は除く	工事費含む 従前の設備に代えて、LEDを光源とする照明機器を導入する事業 電球等の単なる光源のみの取替は対象外とする
高効率給湯機 設置工事	個人事業主 法人	設置費用の1/3 (上限20万円) 消費税は除く	工事費含む 従前の設備に代えて、消費エネルギー等を10%以上削減する設備を導入する事業 ・電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) ・潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ) ・潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール) ・ガスエンジン給湯器 (エコウイル) ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器

			(ハイブリット給湯器)
高効率空調設備 設置工事	個人事業主 法人	設置費用の1/3 (上限20万円) 消費税は除く	工事費含む 従前の設備に代えて、消費エネルギー等を10%以上削減する設備を導入する事業 ・高効率エアコン
高効率厨房機器 設置工事	個人事業主 法人	設置費用の1/3 (上限20万円) 消費税は除く	工事費含む 従前の設備に代えて、消費エネルギー等を10%以上削減する設備を導入する事業 (機器例) ・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・ショーケース ・フリーザー ・チェストフリーザー ・ストッカー ・プレハブ冷蔵庫 ・プレハブ冷凍庫

※1 高効率給湯機・高効率空調設備・高効率厨房機器は下記を満たすもの

ア メーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、10%以上の省エネ改善効果が確認できるもの。

イ 更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る。

※2 中古品、リユース品等は対象外とする